

建設水道常任委員会

令和6年9月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小城 世督	○井上 卓也	齋藤 文夫
伴 吉晴	横田 敏文	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士
同 課 長 補 佐	竹山 潔	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	平本 吉男
同 係 長	廣瀬 善弘		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前９時００分）

署名委員 伴委員、横田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に伴委員、横田委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

１．付託議案、（１）議案第３７号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、議案第３７号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更についてご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

建設農林
課長

続いて、内容についてご説明申しあげます。議案書２枚目をお願いいたします。

平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事につきましては、令和５年１２月２０日付けで本契約を締結し、令和６年９月３０日の完成を目指しておりましたが、埋蔵文化財発掘調査に時間を要したことにより、工期の変更をお願いするものあります。

工期につきましては、当初の工事日数２８５日間に１８２日間を加え、令和７年３月３１日までの４６７日間に延長をお願いするものであります。

以上、議案第３７号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何とぞ原案通り可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 工期の延長が必要ということであれば仕方ないのかなと思いますけど、発掘をする中で、エリアを広げるっていうんですかね、そういう形になるのかなと思うんですけども、工期については、ここで切ってしまって大丈夫なのかなというふうに思うんですけど。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 ３月末までで大丈夫という意味でしょうか。

木澤委員 もともと予定していた分から、さらに発掘の範囲広げるということやけど、なんか出てきたときに対応できるのかなと。

建設農林課長 発掘調査に時間を要したということで、発掘調査自身は完了しております、その発掘調査完了後、これから工事を本格的に実施するという内容でございます。

委員長 中川議長。

議長 発掘調査に時間が増えたから、それがずれ込んで今から本体工事で、その分延びまっせという話なんやろうけど、発掘調査自体面積増えたんちゃうやろか。同じ敷地の中の発掘調査で、なんでそんな発掘調査の時間が延びたん。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 埋蔵文化財の発掘調査において、試掘調査において、柱穴や溝などの遺構が検出されるとともに、土器などの遺物がまとまって出土したことから、調査範囲を拡張して本調査を行うことになり、掘削作業や写真撮影、図面作成などの作業量が増加しました。

また、特に梅雨時期を含む6月の天候不順により、調査区域への雨水の流入等により水没することが度々起こり、そのため排水や流入した土砂を除去することなど、作業の手間取りが度々あったことにより、相当の時間を要することになったというのが理由でございます。

委員長 ほかによろしいでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議についてを議題とします。

この議案につきましては、各課報告事項の(5) 水道事業の県域一体化についてと関連しますので、あわせて理事者の説明を求めます。なお、本件については、令和6年8月21日付で資料を事前配布していますので、そちらをご覧ください。

それでは、理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について、及び各課報告事項（5）水道事業の県域一体化について、説明させていただきます。

最初に、議案第43号 奈良県広域水道企業団設立に関する協議について説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
課長

議案の2枚目をご覧ください。

奈良県広域水道企業団規約でございます。第1条 一部事務組合の名称は、「奈良県広域水道企業団」でございます。第2条 構成団体は、奈良県及び26関係市町村で構成されます。第3条 企業団が共同処理する事務は、水道事業及び水道用水供給事業の経営に関する事務並びにこれらに付帯する事務でございます。第2項では、企業団は前項の事務を主体的に共同処理するものであり、コンセッション方式への移行又は民営化は行わない旨を定めています。第4条 企業団の主たる事務所は、磯城郡田原本町でございます。第5条 企業団議会の組織及び議員の選挙の方法について規定されています。第6条 企業団議員の任期について規定されております。第7条 議長及び副議長は、企業団議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙することとしています。第8条 企業団の議会に事務局を置くこととしています。第9条 企業長について規定されています。

裏面をお願いいたします。第10条 副企業長は6人置き、関係市町村の長のうち、企業長が任命することとなります。第11条 企業団の補助職員について規定されております。第12条 監査委員は2人置き、任期は4年としています。第13条 企業団の事務に関する重要事項を協議するため、運営協議会を置き、委員は構成団体の長をもって充てることとなっています。第14条 企業団の財務に関する定めとなっています。

施行期日は、総務大臣の許可のあった日からの施行としています。

なお、議案は、構成団体の議会の議決状況により、事務局により確認され、すべての関係団体の議決が得られた段階で議決証明を事務局に提出し、令和6年11月の企業団設立に向けて手続きがすすめられます。

以上、議案第43号 奈良県広域水道企業団設立に関する協議についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、各課報告事項（5）水道事業の県域一体化についてご説明申し上げます。

令和6年7月29日に第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が開催されましたことから、その内容を報告いたします。8月21付けで配布いただきました「第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。奈良県広域水道企業団規約についてであります。企業団設置のために必要なプロセスは、地方自治法上、規約に設けなければならない事項を盛り込み、構成団体により規約を定め、議会の議決を経て総務大臣の許可を得ることとなりますことから、10月上旬に総務省へ設置許可申請を提出され、11月に企業団を設置する予定です。別添1の規約案につきましては、先の議案と重複しますので割愛させていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。奈良県広域水道企業団基本計画の改定についてであります。主な改定内容として、令和5年2月以降において協議会で協議・合意された事項を反映しています。①企業団本部の位置、②組織、③施設整備の具体的な計画、④財政運営として、水道料金等の考え方等、⑤財政収支の見通しでございます。別添2は、奈良県広域水道企業団基本計画改定案となっております。

別添3は、奈良県広域水道企業団基本計画付属資料でございます。別添3をご覧ください。奈良県の上水道の現状ですが、給水人口の減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、水道関係人員の減少の課題につきまして、連携して広域で対処していこうとすることが、一体化の取組みであります。

次に２ページをお願いいたします。一体化の目的とメリットでございます。施設整備面では、市町村の区域を越えて施設・設備を最適化、国交付金に加えて、県の財政支援を活用して更新を推進することができ、水道料金面では、市町村が個別に単独経営するよりも、将来の料金上昇を抑制できます。また、事業運営面では、市町村の区域を越えて人的資源を有効活用し、業務効率の向上が図れます。また、大規模地震等の発生を想定しても、施設等の強靱化と運営基盤の強化は必須であるとされ、右下のグラフは、一体化後の施設整備による耐震率の見通しが示されています。

次に、３ページをお願いいたします。下段に企業团组织は、事務局本部とし、総務部、事業部、また、広域水道センター及び浄水場、水質管理センター並びに事務所を設置し、企業団議会、監査委員、運営協議会を設置することとなっています。

次に４ページをお願いいたします。企業団の意思決定に係る組織フレームでございますが、執行体制として、企業団運営が円滑に行える組織として、正副企業長会議の設置、その下に首長によるテーマ別部会が設置されます。また、協議体制として、運営協議会を設置し、企業団議会の議員は全構成団体の議会から選出されます。

次に５ページをお願いします。職員は当分の間、構成団体からの派遣による対応となり、現行職員数と同程度確保されます。業務については、業務の標準化・システム化を推進し、利用者サービス、業務効率化の向上を図ることとなります。

次に６ページをお願いします。施設整備としまして、将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保出来るよう、施設の最適化・効率化、施設の老朽化対策の計画的な推進、災害や事故に対応したバックアップ機能を確保していきます。また、統合後１０年間に限り措置される国の交付金に加えて、県の財政支援を活用し、老朽管等の更新を積極的に推進していきます。

次に、８ページをお願いします。財政運営についてであります。水道料金の基本的な考え方は、５年ごとに総括原価方式により算定して、財政の健全性を検討の上、設定され、単独経営に比べ料金が上がる利用者が生じないよう経過

措置を実施します。県域一体化に参画しない団体への用水供給単価の基本的な考え方についても、水道料金と同様に財政の健全性を検討の上設定されます。

9、10ページにつきましては、前回の委員会でご説明させていただいた水道料金体系でございます。

次に11ページをお願いします。水道料金以外の住民負担は、統合時に取扱いを統一します。国の交付金は一体化後10年間、水道事業の一体化に伴う広域化事業と運営基盤強化等事業に関し、事業費の1/3が交付されます。また、奈良県独自の支援として、国と同時期に同額の財政支援が実施されます。

次に12ページをお願いいたします。各団体からの一般会計からの繰出金でございます、斑鳩町では、消火栓の負担等が対象となっています。水道事業に伴い生み出された資産等は企業団に引き継がれることとなります。引継ぎ資金の配分のルール化として、構成団体の経営努力により生み出された額が、一定以上の場合は統合当初10年間に優先的に投資が行えるよう、引継ぎ資金が配分されます。

次に13ページをお願いします。一体化後の財政収支の見通しでございますが、水道事業及び用水供給単価ごとに統合後30年間の見通しを試算しています。なお、別添2の、奈良県広域水道企業団基本計画改定案の16ページ以降には、広域化施設整備計画及び経年施設更新計画等の参考資料として添付されています。以上が基本計画の改定案概要でございます。

最後に資料1に戻りますが、3ページをお願いいたします。

今後のスケジュールでございます。各構成団体の9月議会で企業団設立議案の提案、協議会より国に対し一部事務組合として企業団設立許可の申請、11月には企業団が設立となります。その後、各構成団体の議会において関係条例等の廃止議案などが提案され、国又は県への水道事業廃止許可申請、企業団議会への関係議案の提案、協議会より国への事業認可申請、交付金要望という流れにより、令和7年4月に事業統合される予定となっています。

以上、水道事業の県域一体化についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員	別添資料の2のところですね、奈良県広域水道企業団基本計画（改定案）の中の、15ページの下から5行目、企業団の給水区域外の上水道未普及地域への上水道普及要望等について、どうのこうのって書いて、最後に全部当該市町村が負担するものとするを書いてますけども、今現在、斑鳩町では上水道の普及について給水区域外というのはあるのか、もしくは100%給水するように計画されているのか、その辺のところ教えてもらえませんか。
委員長	岡村上下水道課長。
上下水道課長	こちらについては、特に給水区域等、一応全区域ですね、給水するように整備しておりまして、新たに水道の引き込み等必要な場合については、対応していくということでございます。
齋藤委員	要するに斑鳩町では、例えば100%の水道、給水普及地区として、計画立てていけば、移管後、全部企業団が持つというふうに、ここは理解するんですけども、例えば90%しか普及してないということで、計画立てておいて、残りの10%は企業団設立して、新たに普及しようと思ったら、斑鳩町の負担で、水道の施設を整備しなければならないというふうに、私は理解したんですけども、その辺のところ教えてもらえませんか。
上下水道課長	こちらの話は、旧の簡易水道等の取り扱いということとなっております、斑鳩町でも以前は白石畑等、簡易水道ということでやっていましたが、今現在は町の水道のほうからポンプアップして水道の事業の一部としてやっておりますので、そういった今、計画等ですね、斑鳩町の中ではございませんので、基本的には水道になるんで、斑鳩町は対象とはならないのかなということで考えております。
齋藤委員	わかりました。ということは斑鳩町は全部普及するから、ということで計画を立てているから、新たに斑鳩町が未設置だから管を引くということはないということで理解してよろしいですね。

上下水道課長 新たに管を引くといいますのは、今現在引かれていないところで、斑鳩町で新たに、当然住宅とか建てられるときであれば、当然開発等により申請されて設置をされているんですけど、簡易水道ですね、ちょっと離れたへき地等ございまして、そういったところに簡易水道設置することの話なので、新たに開発等があれば、また水道は引いてやっていくというのは、通常の今まで通り斑鳩町でやっているのと変わらない状況でございます。

齋藤委員 ちょっと私理解できないんですけども。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 斑鳩町内はすべてこの県域水道から引っ張ること、またそこで受水することができます。今、委員がおっしゃる、すべての整備を斑鳩町がするのかといいますと、今現在引かれているところは整備していますけれども、新たに家を建てるときは、家を建てる方の負担で管を引いて、今もやっておりますけども、管を引いて水を受水するということになりますので、今後も新たに家を建てて前面に水道がないようなところに家を建てる場合はそこまで、近くの水道の給水しているところから伸ばしてくるということ。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長 再開します。 上田都市建設部長。

都市建設部長 旧簡易水道施設については斑鳩町はなく、全域に水道は引き渡ります。

委員長 木澤委員。

木澤委員 色々資料見ていく中で、大まかな事は理解させていただいたんですけど、この間ですね、物価高騰とかコロナの時とかに、今でもそうなんですけど、水道料金の基本料金を軽減するというような、そういう支援を町として判断してやってきましたけど、これ企業団のほうにいきますと、例えば水道会計からの支援については、当然企業団での意思決定が必要でしょうけど、例えばこれまでも半分なり一部なり、一般会計から水道のほうに繰入れをして、軽減を行ってきたという措置については、ここは別に企業団のほうから何か制限をされるとか、そういうものではないということで、理解をさせてもらっていいんでしょうかね。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 こちらのコロナ等の支援の話なんですけど、基本的には委員おっしゃったように、企業団の判断となるということになると思うんですが、ただちょっとそこら辺の協議とかはされてないので、当然料金を改定していこうと思ったら、システムとかね、そういったことも改定も必要になることから、今、現在のところではちょっとどういった状況になるかというのは、協議次第になるのかなということ考えております。

木澤委員 心配するのは、国保なんかだと、今、県から料金水準示されて、統一やということでやってきたけど、一般会計から繰り入れて保険料を引き下げるというやり方したらだめですよという、県がそういう制限を付けているわけですよね。今度、この水道の企業団になった時に、町の一般会計を使って町内の水道料金の軽減をするということに対しても、企業団のほうからなんか制限がかかるものなのかどうか、そこを心配しているんですけれど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 コロナ等に関しては、通常ではない形ですけども、今、水道事業会計とし

部長	てやっている時にも、一般会計からこういう支援を受けて、もしくは負担していただいて軽減措置はやっておりますので、企業団になりましても、当然収益は企業団がいただけるのであれば、一般会計からの負担があれば、可能だということだと考えております。
木澤委員	そこはわかりました。あとですね、これ企業団に移行したのちの会計なんですけど、当然町の特別会計がなくなるという形だと思うんですけど、議会の方で、どの市町村からも最低一人は議員を選出できるというふうにはなっているんですけど、事務的な中身というのは、当然その議員では把握できないとなってくると思うんですけど、運営の報告っていうんですかね、年々の状況について把握できるような体制になっているのか、そこは企業団の設立にあって、そういう協議というのはされているんでしょうかね。
委員長	岡村上下水道課長。
上下水道 課長	そちらにつきましては、組織体系ですね、部会とか運営協議会とか設置しながら、そちらの方で当然そこには首長も入られる中で、そういった報告・協議をしながら進めていく体制となっていくのかなということで考えております。
木澤委員	今でしたら町の水道の職員さんがいてるけど、今後もうなくなっていったまうということで、例えば町長なり議会の内から誰か議員が出るということになっても、やはり詳細についての報告というのが、なかなか情報として持って帰ってこれないという形になってくると思うんで、企業団のほうから各加入自治体に対しての報告というのが、当然なされるべきかなと思うんですけど、今の段階ではそこは確認はされていないということですかね。
委員長	上田都市建設部長。
都市建設 部長	別添3で、3ページで説明させていただきました、企業団組織のイメージということで、ここでは委員のおっしゃいますように、企業団議会があって、そ

ここに運営協議会があって、議員さんと各首長が参加するということになっておりますけども、実際には担当者が、今は町の職員が派遣されますけども、だんだんそれがなくなっていったときの情報についての話は、今後、今のご意見もいただきまして、また担当間同士でそういった意見がある、また情報を提供してほしいということを伝えていきたいと考えております。

木澤委員 色々、広域化、一体化なんかがされる中で、後期高齢者医療制度とか、消防行政についてもそうですけど、なかなか町に詳細な情報が伝わってこないというのが懸念されますんで、そこは今後ですね、こうした意見も踏まえたうえで、また協議会のほうに声をあげていつていただきたいなと思います。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 以前の説明で、ちょっと私聞き漏らしたかもわかりませんが、確か一部の方に、本来なら企業団になってしまえば水道料金がちょっと上がってしまう、そういう方が若干あるんやけど、それに対しては経過措置で据え置くという話を聞いたように思うんですが、この経過措置の期間といいますか、このあたりどんな感じになっておるのでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 水道料金の経過措置の話でございしますが、基本的にはこちらの基本計画にも載ってますように、5年ごとに財政状況を検討しながら水道料金の値上げについて考えていくということでございます。

その中で、基本的にはそれと同時に経過措置についても今後状況を見ながら引き続きしていくのか、料金とともにまた上げていくのか、というのは今後決まっていくということで聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

私から1点だけ。企業団になってですね、県になると思うんですけど、例えば緊急事態が起こった場合というのは、今までどおり町の業者であったりとか、担当の方が動いていただいて、早急に対応できるのかっていうのは、その辺のあたりというのはどういった話になっているんですか。

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

緊急時の体制でございますが、こちらのほうには基本的には当面の間は私も職員が、今の職員が出向しますので、当町で起こった事故については対応していくと。ただ、それが大きくなった場合ですね、については近隣の市町村、当然同じ企業団になるんで、協力を得たり、企業団本部というところの話も出てくるということで、連携がはかってまいれるということで聞いております。

委員長

これをもって質疑を終結します。

議案第43号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

討論を申し出た委員の意見を求めます。 木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第43号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について、賛成の立場から意見を申しあげます。

今回の議案は、奈良県広域水道企業団設立に伴い、その規約の議決を求めるものです。私はこの間、企業団の設立に対しては反対の態度を貫いてきました。では、なぜ今回賛成するのか、その理由について述べさせていただきたいと思います。

まず一点目は、この間の、企業団準備協議会での協議が進められるなかで、数値的なものが明らかになってきたことです。斑鳩町の場合は、水道料金はもとより引き下がるとのことでしたが、加入負担金についても、例えば口径20mmの場合で、現在は31万円かかっているものが22万2千円と、8万8千円安くなります。

また、企業団の基本計画を見ると、経年施設更新計画として、国・県からの交付金を活用して、令和7年から令和16年までの10年間ではありますが、各市町村ごとに事業費の割り振りがなされており、配水管の更新事業については、偏った予算配分になるのではないかとということを心配していましたが、それぞれの自治体の規模やこれまでの更新実績を加味し、事業費の配分が示されました。

次に2点目は、規約第3条の2項に、コンセッション方式への移行又は民営化は行わないということがはっきり明記された点です。これまでは前知事が公言したとはいえ、いわゆる口約束でしかありあせんでしたが、今回はきちんと規約に盛り込まれたという点を評価しました。

次に3点目として、企業団議会についてです。企業団の意思決定機関である企業団議会の構成団体として、加入するすべての市町村から最低でも1人は議員を選出できる構成となっており、十分とはいい難いですが、町民の声を届けたり、企業団の運営をチェックするという点では、一定の評価ができるものだと思います。

また、災害時に備え、給水車の確保や発電機の購入など、以前議論したなかでは町単独での購入が困難だと思われるものについても、適正な台数が確保されることもプラスの要因だと感じました。

こうしたことを確認するなかで、これまで指摘してきた問題点がすべて改善されたわけではないので不安要素は確かにあるのですが、総合的に判断いたしまして、斑鳩町の場合では企業団に加入しないことによって受ける町民への不利益が大きいと考えます。

それならば、企業団に加入し、その構成団体の一員として運営をチェックしていくほうが町民の利益にもつながると考え、決して積極的には言い難いですが、企業団の設立に伴う規約の承認を求める今回の議案については賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

委員長

これをもって、討論を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第44号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、また次の(4)議案第45号 奈良広域水質検査センター組合の解散について、また次の(5)議案第46号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、以上3議案は関連する議案ですので、一括議題いたします。

理事者の説明を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、議案第44号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、議案第45号 奈良広域水質検査センター組合の解散について、議案第46号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分についてご説明させていただきます。

最初に、議案第44号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について説明させていただきます。

はじめに議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

上下水道
課長

それでは、議案書の最後にございます要旨に基づきまして、ご説明申しあげます。

奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う、事務の承継について、本規約において所要の変更を行うものでございます。

変更内容は、組合の解散に伴う事務の承継についての規定を加えます。施行期日については、奈良県知事の許可のあった日から施行します。

続きまして、議案第４５号 奈良広域水質検査センター組合の解散について、ご説明いたします。

はじめに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
課長

議案書２枚目をご覧ください。奈良広域検査センター組合の解散に関する協議書でございます。

第１条は、奈良広域水質検査センター組合の解散について、第２条では事務の承継について、歳計現金は、解散後に奈良県広域水道企業団に帰属され、未収金及び未払金を精算されます。精算後に残余する現金は、組合の構成団体の令和６年度経常経費負担金の負担割合に応じて、企業団が組合構成団体に交付されることと定められています。

組合の収支は、解散日をもって打ち切り、組合管理者であります御所市長が決算されることとなっており、組合の事務を承継する企業団の企業長が、決算を企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて企業団の議会の認定に付するものとされています。

続きまして、議案第４６号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、ご説明いたします。

はじめに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
課長

議案書２枚目をご覧ください。奈良広域水質検査センター組合の財産処分に関する協議書でございます。

第１条、財政調整基金の配分では、構成団体が、平成７年度から令和５年度までの間に負担した施設整備負担金及び経常経費負担金の負担割合に応じて配分すると規定されています。

第２条は、物品の譲与、第３条は、退職手当支給事務負担金還付金について、企業団に引き継ぐことと規定されています。

以上、議案第44号 奈良広域水質センター組合規約の変更について、議案第45号 奈良広域水質検査センター組合の解散について、議案第46号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 2点確認させていただきたいんですけども、今回この組合の解散というのは、企業団の設立に伴って構成団体が変わるからということで一旦解散するけども、事務的な内容等については、これまでと変わらず行っていくのだということに理解してよろしいでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 企業団ですね、参加することになりましたら、水質検査を実施する部門として、県水道局水質管理センター及び水質検査センター組合を統合して設置されるということに、組織としてなってますことから、今回、各市町村との協議により、センター組合を解散することで決定されたということでございます。

木澤委員 その際に水質検査の基準が変わったりとか、そういうことではないのかなと。これまで町の広報にもですね、水質検査の結果等についてはきっちりと掲載されてまして、これについては町民の皆さんからも安心できるということで声を聞いていますが、その企業団の方にそういう部門が設立されても、運営されても、そうした水質検査の結果の公表等についてはきちっと行っているというふうに理解をしておいてよろしいでしょうか。

上下水道課長 現在でも県水につきましても、ホームページ等で水質検査の結果公表されておりまして、企業団になりましたらまず企業団全体として、斑鳩町も含めた形

で載せていくと、ホームページ等でお知らせしていくということになります。

また、今後、斑鳩町の広報等に載せていくということは、また今後協議しながら、また周知方法についてはこういった意見もいただいているということで、企業団の方にも伝えながら、広報できるように検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 今の関連ですけども、やはり今まで斑鳩の広報で載せていただいていた。やはりこの飲み水に関しては、非常に皆さん気にされているというか、そういう部分があるので、ぜひとも今までどおり、斑鳩の広報で、広報いかるがで掲載をお願いしたいということだけ要望しておきます。以上です。答弁は結構です。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結します。

それでは順にお諮りいたします。

まず、議案第44号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第45号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございま

せんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第45号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第46号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第46号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについてです。

本件についても、令和6年8月21日付で資料を事前に配布していますので、そちらをご覧ください。

それでは、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、継続審査 都市基盤整備事業に関することについて報告させていただきます。JR法隆寺駅南側地区の整備の進捗状況についてであります。

本年2月の当委員会でご報告いたしました、まちづくり基本計画及び都市計画変更業務の委託発注について、八千代エンジニアリング株式会社と委託契約を締結し、現在業務を進めているところであり、今回、JR法隆寺駅南側地区の利活用を検討するため、サウンディング型市場調査に着手しましたので、その概要を説明させていただきます。

8月21日付で事前配布いただきました資料の、「JR法隆寺駅南側地区のサウンディング型市場調査の実施について」をお願いいたします。

まず、1. 調査の目的についてであります。このサウンディング型市場調査とは、注釈にもありますように、事業地の有効活用を検討するにあたり発案段

階において、事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて事業地の市場性や活用のアイデアを把握する調査手法であります。

J R法隆寺駅南側地区において、この市場調査を実施し、今後の事業者募集を見据え、民間事業者に町の基本的な考え方について理解促進を図り、本事業への参画の可能性と参画が可能となる条件を確認し、当地区のまちづくり基本計画を検討してまいりたいと考えております。

次に、2. 全体スケジュールについてであります。今年度は、この調査結果により、当地区の利活用内容を具体化し、基本計画としてとりまとめまして、令和7年度では、本事業に関心の高い事業者から、具体的な意向や詳細な事業条件に対しての追加の対話を行う民間活力導入可能性調査を実施し、令和8年度以降に、事業者の募集を行う予定としております。

次に、3. 調査対象位置図についてであります。新西和医療センターの整備予定地については、位置図には示しておりませんが、三代川の北側で、県道大和高田斑鳩線から東側の区域と聞いております。また、この範囲内で、県立病院機構の発注により、病院建設計画立案に伴う測量調査に、今月から着手されるところであります。町のまちづくり整備区域につきましては、その南側の黄色の区域を最大エリアと想定し、調査対象区域として設定しております。

以上、継続審査 都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 今、ご説明いただきました、資料の県道斑鳩高田線の西側のところですけども、黄色いところで囲われてますけども、これも売却するということで地主の方から了承をもらっているところなんではないでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 県道から西側についても、今回の調査範囲とするということにつきましては

課長	事前に地権者の方に説明して了承をいただいているところでございます。 ただまあこのエリアはあくまで最大のエリアでございますので、このエリア内でどれぐらいの規模で事業ができるかというのを業者側から提案していただくものでございますので、これ全体を必ずしも使わなくてはいけないということではございませんので、そのような説明で事業者の方には募集しているところでよろしく願います。
齋藤委員	わかりました。ということは、その事業が地主の方が了解すれば使えると。事業によって地主が了解しないとか、了解するとかは関係なくしても、地主はそれはいいですよということで考えているということで理解してよろしいでしょうか。
都市創生 課長	あくまで地権者の方に了承いただいておりますのは、調査するというところでございますので、その調査結果によりまして、今後どのような形でここを整備していくのかというのが、確定したのちにまた地権者の方とは、用地、町が買うかどうかという問題もあるんですけども、その活用方法についても説明したうえで、協議を進めていくことになります。
齋藤委員	しつこいですけども、地主の方は売る意向はあるということで理解してよろしいでしょうか。
議 長	調査するのだけ、ええと言ってはるだけ。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生 課長	地権者の方は調査するということに対して了承いただいているということでございます。
委員長	木澤委員。

木澤委員	ちょっと私もよく理解できてないんですけど、これ募集をされているのは、うちこういうのを出店したいと思っているんですという聞き取りをするのか、それか土地はこういう活用の仕方をした方がいいですよという、提案も聞く形で募集をしてはるのか、そこはどういうふうに理解したらいいんですか。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生 課長	この調査区域内でどのような活用ができるかということでございますので、委員おっしゃられましたように、出店という希望でこの調査に参加される方もおられますし、もしくはディベロッパーさんですね、開発事業者ですとか、またリース会社ですとか、そういった方々が、今この調査に参加されようとしているところでございます。
木澤委員	わかりました、提案のほうも含めてということで理解します。 8月から受け付け、これいつまでされてるんですか。
都市創生 課長	まずスケジュールとしましては、現地説明会を昨日実施しておりまして、この現地説明会に15社来られております。それはウェブ参加も含めての数字でございます。 こののちですね、対話参加の受付と提案書の受付が10月4日までとなっております。その後10月9日から10月11日までの3日間で対話、直接面談をするというようなスケジュールとなっております。
木澤委員	ちなみにその15社さんの中で、いわゆるさっき言っておられたディベロッパーさんと実際の出店とで分けると、どれぐらいの割合で来ているんでしょうか。
都市創生 課長	おおよそですけれども、半分がディベロッパーさん、半分が出店と、個別の希望者となっております。

木澤委員　今の時点でそんだけきているのはすごいなと思いましたんで、よい提案していただいて、ぜひご活用してけるようにしたいなというふうに思ってますんで、引き続きよろしくお願ひしたいのと、あと病院建設に関わってもそうなんですけども、近隣の自治会さんから色々意見上がってきているのかなと思いますけど、今後どういう形で近隣の自治会さんには理解を求めていこうと思っはるのか、そこもちょっと確認させていただけますか。

都市創生課長　近隣の自治会さんに対する説明なんですけど、今、まず県の西和医療センターのほうの測量調査に入ということで、自治会長さんのところにその内容についての回覧を依頼させていただいたところでございます。県の病院機構さんの方からですね、町の職員も同席して自治会の方回ったんですけども、その中の意見としては、病院建設に賛成の方の意見が多かったんですけど、一部説明会してほしいという方が、自治会長さんがおられたというのも事実でございまして、このあたりにつきましては、県の病院マネジメント課のほうにも内容を伝えまして、対応をお願いしているところでございます。ただまあ、今、懸念されているのが、病院に対する進入路ですとか、交通量とかになりますので、そのあたりにつきましては、病院の配置ですとか、中身の計画ができていせんので、すぐに説明会ができる段階にはならないとは思っておるところでございます。

木澤委員　病院がこの斑鳩町に来るということで、喜んではる方が多いと思うんですが、やっぱり丁寧な説明と色々十分な聞き取りも行っていていただく中で、近隣の自治会のご理解も得られるような形で進めていただきたいと思ひますんでお願いします。

委員長　　伴委員。

伴委員　　この下の図面を見せていただいて私思ったのは、黄色に、いかるがホールが黄色く塗られている、これが私一番最初に感じたことです。

　　今、iセンターの指定管理の、ここも指定管理ということで、やはり斑鳩町

の今後のまちづくり、また指定管理の考え方、そのあたりを、変革の時期に入っているのかなという気がしたんですけれど、そのあたりも含め、いかるがホールが黄色く塗られていることについて、これは副町長のほうから答弁いただきたいんですけれども、今後の指定管理に対する考え方、今後のまちづくりっていいですか、これも大きなことやと思うんですけれども、そのあたりお願いします。

委員長

加藤副町長。

副町長

今回、法隆寺駅の南側をこういった形で新しくまちづくりを進めていくということで、いかるがホールを含めた理由でございますけれども、やはり地域の一体的な土地活用というものも、今後将来的な展望として考えていきますので、例えばこのいかるがホールの中に、こういった施設の中に新たな機能を追加するなど、事業者のほうからまた新たな提案も期待できるところでございますので、そういったことから今回このいかるがホールについては対象エリアに含まさせていただいたということでございます。

伴委員

ひとつ、同じ形でずっと進めてきた事業がちょっと考え方を変え、幅を広げ、進めようとされているというように私はとってますんで、そのあたりひとつよろしくをお願いします。以上です。

委員長

中川議長。

議 長

西和医療センターは県道の東のみで計画をしているみたいという話しやけど、このエリア、町のエリアの中に県道の西側を入れてあるねんけど、この西側は、これ最大エリアやから最終的にどうなるかまだ決定してはらへんけど、この西側を入れてあるというのはなんか目的があるのかな。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生 課長	この調査区域に西側を入れている理由なんですけれども、この事業開発を行う上で、このホールの北側で、東側が若干、北側にライン上がっているような状態でございまして、このエリア内だけで、事業展開ができるのかどうか、というところもちょっと不安を感じているところもございまして、一定規模ないと駐車場の確保等の問題もありますので、そのよう事業者、規模が大きい事業者に対応するためにも西側を入れているところでございます。
委員長	ほかにございませんか。 (な し)
委員長	これをもって、質疑を終結します。 継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。 次に、３．各課報告事項を議題といたします。 (１) 三代川河川改修工事について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。
建設農林 課長	それでは、奈良県が実施いたします三代川河川改修工事について、ご報告させていただきます。資料１をお願いいたします。 三代川の河川改修工事について、今年度の工事について奈良県より情報提供がありましたので、その内容についてご説明させていただきます。 資料１、１枚目の計画平面図をご覧ください。黄色の着色部分については、昨年に引き続き工事を行う場所であり、工事期間は、令和６年１１月上旬から令和７年１月３１日で工事を行う予定でございます。 次に、赤色着色部分については、今年度発注予定の工事箇所であり、工事期間は、令和６年１０月上旬から令和７年７月３１日までの予定となっております。現在、今年度の工事の入札に向けて、事務手続きを行っているところでございます。 工事の概要についてですが、昨年度の工事で完了しなかった黄色着色部分で

すが、下流の右岸ブロック積工、右岸道路の舗装工、河川床の護床ブロック工事となっております。今年度発注の赤色着色部分につきましては、既設橋梁を取り壊しボックスカルバートの設置工事を行う予定でございます。

次に、工事中の道路規制及び迂回路についてでございますが、資料1、2枚目をご覧ください。左上①の断面をお願いいたします。三代川右岸の護岸ブロック工事の際は、右岸の町道は、片側交互通行を行います。次に、左下②の断面をお願いいたします。河川右岸のガードレール設置及び自立式鋼矢板護岸工の際も右岸の町道は、片側交互通行を行います。右上③の断面をお願いいたします。右岸道路の舗装工事を行う際は、通行止めとし、迂回路は黄色着色の左岸道路を迂回路として利用いたします。最後に、右下④の断面をお願いいたします。ボックスカルバート設置工事の際には、終日、三代川を渡って東へ通行できなくなりますので、工事起点の南側の橋梁を渡り、三代川左岸道路を通り東へ抜けるといふ黄色着色部分を迂回路として利用してまいります。

今後は、工事实施に向けて、警察協議を行いながら、交通量の特に多い場所でありますので、安全面には十分注意し工事を行っていただきますよう奈良県と協議を行ってまいります。

以上、三代川河川改修工事についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

こうして三代川の工事が進んでいくこと自体は非常に喜ばしいことやなというふうに思っています。今やっただいている工事というのは、もともと工期予定していた分と、期間と比べて予定通りにいっているのか、その点ちょっと確認させていただきたい。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

現在説明させていただきました黄色部分につきましては、昨年度もこの場でご説明させていただいておりまして、重複部分がございます、こちらにつきま

しては、昨年度の工事予定を、工期が今年度の５月でしたんで、その部分で完成しなかった部分について工期を延期して、秋の１１月から工事を行うという部分が黄色部分でございます。

赤色部分につきましては、今年度、令和６年度予定の工事箇所でありましたので、昨年度遅れた黄色部分を、この秋から合わせて工事を実施するということですので、黄色部分については遅れているんですが、遅れを取り戻すためにこの秋から同時に工事を行っていくという内容でございます。

木澤委員 わかりました。あとですね、以前はこの三代川の改修にあわせて、沿道の道路のことについてもどうするかという協議がされていくものだという認識があったんですけど、今、新たに病院も来るということもありますんで、進入路等の関係で、当然今後いろんな形で協議は必要になってくるんでしょうけど、三代川の改修との関係でいうと、並行して道路のことについて特に協議はされていないんでしょうか。

建設農林
課長 現在、三代川の河川改修工事でございますので、河川管理者といたしましては、管理用道路として左岸の道路を４ｍから４ｍ５０で整備していく。右岸につきましても、若干幅員が広がる部分がございまして、そういった形で河川工事は進めていくという状況でございまして、今後、木澤委員おっしゃるように、まちづくり等の関係で道路をどのように活用していくかというのは、斑鳩町での検討事項でもあると思いますので、今後、再度、県との協議をしながらどのような形の通行形態がいいのかというのは、また検討していきたいと考えております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、（２）桜池耐震補強工事について、理事者の報告を求めます。
手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、こちらも奈良県が実施いたします桜池耐震補強工事について、ご報告させていただきます。資料2をお願いいたします。

桜池の耐震補強工事につきましては、令和3年度から耐震工事を実施しており、今年度で4年目の最終年度となります。現在、工事実施に向けて奈良県において入札事務を進められており、工期は、9月末から令和7年3月28日の工期で工事を進める予定でございます。次に、今年度の工事内容についてでございますが、下の横断図をご覧ください。堤体内法、緑色着色部においては、制波工として張りブロック積工事を実施いたします。これは平面図に示しております堤体内法全体の整備工事となります。次に、横断図の赤色着色部分の堤体盛土工事については、平面図の右側の赤色破線部分の施工箇所を予定しております。

この工事におきましては、基本的に、ため池内での工事となり、通行止め等の通行規制を行う予定は無いと聞いております。工事実施に向けて工事車両等の通行等について、安全に十分注意しての施工に努めていただきますよう奈良県と協議を行ってまいります。

以上、桜池耐震補強工事についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(3)斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について報告させていただきます。

はじめに、本事業の進捗状況についてであります。

株式会社呉竹荘と定例的に協議を行い、事業進捗を確認しているところではありますが、宿泊施設の建築計画につきまして、コロナ禍後の社会情勢や旅行者

の動向を踏まえ、呉竹荘において、施設運営方針の転換を図られております。この度、その計画概要が、概ねまとまりましたので、説明させていただきます。

資料3の1ページをお願いします。こちらは、完成イメージ図となっており、当初計画のホテルタイプの宿泊施設から、古民家風の一棟貸しの宿へ変更されております。具体的な内容としましては、駐車場北側の建設予定地に、宿泊定員8名から10名程度の宿泊棟を10棟建設し、建物一棟を家族やグループ単位で貸し切り、プライベートな空間で滞在できる宿泊施設となっており、また、宿泊棟が建設される区画は、隣接する法隆寺の参道に合わせた、奈良らしい街並みをコンセプトに整備していく計画と聞いております。なお、手前、右側の長屋は、管理棟であり、マルシェ、カフェレストラン及び宿泊棟のフロント機能を有しております。

続きまして、2ページをお願いします。こちらは、施設の配置を示した平面図となっております。各宿泊棟は、2階建てで、延床面積、約100平方メートルの建物が10棟、立ち並びまして、各棟の設備としては、長期滞在時に自炊できるキッチンや、リビング、ウッドデッキ、温泉が楽しめる浴室などが備えられる予定であります。また、南側の管理棟は、120平方メートルの建物であり、西側には、テラス席が設けられる計画となっております。

次に、今後の事業スケジュールについてであります。

今月中に、呉竹荘において設計詳細をとりまとめられまして、その後に、開発行為の変更許可申請及び建築確認申請の手続きを開始されると聞いており、工事着手時期の令和7年5月、また施設開業時期の令和8年3月については、予定どおりであることを確認しております。

今後においても、本事業の進捗状況について、定期的に協議を行い内容把握に努め、必要に応じて、本委員会にご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

	齋藤委員。
齋藤委員	1 棟どのぐらいの値段で貸すというのが、具体的に考えはあるんでしょうか。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生 課長	まだ計画段階でございますので、明確なことはまだ呉竹荘側でも決定はされていないんですけれども、概ね全国的な宿泊施設の状況等を確認されておりまして、現在、1 棟5 万円ぐらいで計画されていると聞いております。
齋藤委員	これ1 棟貸しということは1 階2 階全部借りないと使えない、例えば3 人で1 階だけ、また3 人で2 階だけというのではなくて、1 棟全部で貸すというような計画されているんでしょうか。
都市創生 課長	1 棟すべて貸すような計画となっております。
齋藤委員	前、温泉をひくというような話を聞いたことがあるんですけども、今はそれも計画の中のひとつに入っているんでしょうか。
都市創生 課長	この宿泊棟の中に整備されます浴室で温泉の水を持ってきまして、温泉が楽しめるようにするというところで計画されているところでございます。
委員長	木澤委員。
木澤委員	順調に進んでいるということで安心していますけど、駐車場のほうの影響っていうんですかね、この下が駐車場になると思うんですけど、以前報告いただいた区域より広がっているとか、その辺の影響についてはどうなんですか。

委員長	福居都市創生課長。
都市創生 課長	区域につきましては、新たに宿泊施設の計画をするために購入した土地、駐車場の下側にございまして、そこかなりはみ出るような計画であったんですけど、今の計画内容につきましては、ほぼそのエリア内の中でされると計画されているところでございます。
木澤委員	そしたら今の駐車スペースには影響はないということで理解しておいていいですかね。
都市創生 課長	そのとおり、影響はございません。
委員長	中川議長。
議 長	今の説明やったら、新たに買った土地がこの建物の敷地やいうことで、町営駐車場のほうから入らなあかんやんな、この図面見てたら。今の町営駐車場の形どうなるの。入っていくスペース、道路いるやろ。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生 課長	この宿泊棟の中に入っていく道につきましては、駐車場側を想定されておりまして、駐車場内の車の配置等につきましては、多少変更する必要があると思っておりますので、そのあたりについては、今後また呉竹荘のほうで検討されるものと考えております。 全く影響がないということではない、影響はあるんですけども、範囲について影響がないということでございまして、その北側に建物がくるということで、配置等については当然影響が出てきますし、その中の車の通路については、今後建物の動線も踏まえまして、また計画されていくものと考えているところでございます。

議 長	そやから北側の土地、いっぱいいっぱいの建築やから、入っていく、ホテルへ入るための進入路として道路設置しておかなあかんのちゃうの。駐車場から勝手にぱっと入る。
委員長	暫時休憩いたします。 (午前１０時２２分 休憩) (午前１０時２４分 再開)
委員長	再開します。 福居都市創生課長。
都市創生 課長	現在、この宿泊棟に入る道としましては、県道側を計画されておりまして、現在の駐車場の入口と同じところを考慮されるということで、中の配置につきましては、今後検討されるものと考えているところでございます。
委員長	伴委員。
伴委員	この図面のまん中あたりのところに、Only Peopleと書いてある、これは宿泊者しかここは通れないよということでこの赤い線があると思う、そういう見方でよろしいんですかな。
委員長	福居都市創生課長。
都市創生 課長	現在の計画でOnly Peopleと書いてあるところなんですけど、これは歩行者専用ということでございまして、通路の活用方法につきましては、今のところまだ決まっておりませんので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。
伴委員	なるほど、歩行者専用ということであるわけですね。レストラン等も、宿泊者以外も使えるか使えないかもまだ決まっていなくて、こう考えていいわけで

	すかね。ちょっとまちづくりに関係する話なので。
都市創生 課長	こちらのマルシェ・レストラン棟につきましては、一般の方も使えるものと計画されているところでございます。
委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
委員長	次に、(4)水道事業会計に係る財政推計について、理事者の報告を求めます。岡村上下水道課長。
上下水道 課長	それでは、水道事業会計に係る財政推計についてご報告させていただきます。 令和6年9月10日に開催されました、決算審査特別委員会において、水道事業会計決算資料に財政推計表がなく、改めて担当常任委員会において提出することで、ご了解をいただきましたことから、本日の委員会で資料を提出させていただきます。 以上、水道事業会計に係る財政推計表についてのご報告とさせていただきます。
委員長	報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
	(な し)
委員長	(5)については、先ほど報告が終わっております。 他に、理事者側から何か報告しておくことはございますでしょうか。 岡村上下水道課長
上下水道	上下水道課から1点、ご報告させていただきます。水道事業の採用の職員に

課長

ついてでございます。

令和6年3月の本常任委員会にて、奈良県広域水道企業団への移行に伴い、水道事業職員の人材確保を目的に、令和6年10月1日採用の、職員採用試験についてご報告いたしましたが、このことについて、本年5月からエントリーを受け付け、その後8月にかけて、書類選考、適性試験、口述試験による採用試験を実施いたしました。この結果、総務担当及び工事担当の一般事務職員、3名の採用を予定しております。

以上、水道事業職員採用試験についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

すみません、応募はどれぐらいあったんですか。

委員長

岡村上下水道課長。

上下水道
課長

申し込みにつきましては、一次試験で11名、申し込みがございました。

木澤委員

前回は申し込みはあったけど、採用者がいなかったんでしたっけ。それか申し込み自体もなかったんでしたっけ。

上下水道
課長

前回は申し込みが確か4名あったんですが、採用がなかったということでございます。

委員長

ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等があればお受け

します。 中川議長。

議 長

8月8日付けで、三室井堰全面改修に伴う地元負担に関する陳情書というのが一旦出てきて、提出者のほうから取り下げされているんですけど、今、斑鳩町の負担割合って何パーセントになって、国なんぼ、県なんぼ、市町村なんぼってというのは、どんな割合になってるんやろ。

委員長

手塚建設農林課長。

建設農林
課長

こちらの土地改良事業につきましては、町といたしまして町単独土地改良事業補助金規程によりまして、国県の除く2分の1と規定されております。

こういったことから、今回の三室井堰の改修工事につきましては、国が50、県が5%、残りの45%を地元と町で半分ずつということですので、町が22.5、地元が22.5の割合でございます。

議 長

その割合はもう規定されているのかな。斑鳩町でそういう規定で進めて、出していくというのは決まってるねんな。

建設農林
課長

現在の補助金要綱では2分の1となっておりますので、その結果22.5と22.5が現在でございます。

議 長

それでいったら、地元から一旦出てきた陳情書の内容でそれでいけるっていうんか、22.5では具合悪いって話やったんかな、もともと出てきた陳情書は。

建設農林
課長

陳情書の内容ですと、地元負担が22.5となりますが、その地元負担の軽減を要望するという内容だったと記憶しております。

議 長

22.5では地元としては苦しいと、どないかしてほしいねんという話しやと思うねんな。それで、これは事実かどうかわからないけど、町長は総会か会

議の中で、町が負担するという約束をしてはるから、もうこの陳情については取り下げるというふうに聞いているねんけど、実際のところはどうでっしゃろ。

建設農林
課長

現在、先ほどの要綱で言いますと、地元と町が半分ずつということで22.5なんですけど、現在、来年の三室井堰の工事に向けて、町といたしましても、改修ができない井堰で不具合があり周辺地域に被害が及ぼすような、そのような危険な施設につきましては、地元の補助に対して5%町が上乘せするような補助金の変更、補助金規定の変更を現在検討しているところでございます。

議 長

その5%の上乘せで、地元がそれでできるんやったらそんでええねんけど、出したらあかんと言っているのと違うねんで、ただ出すわ、町長に対して、斑鳩町に対して問題にされるようなことのないように、きっちり手続き追って出してほしいということを言いたいですねん。

それと、奈良県今、5%言ったかな、4%か5%って説明してくれたけど、国のガイドラインは県は14%っていうふうに出しているやんか、ガイドラインの中でな。滋賀県も14、京都も15、兵庫県も14、大阪なんかやったら補修で15の改修で25になっとなねんけど。この奈良県の5%をこの国のガイドラインにあわせるように、14にしてもおたら、9%というのが地元と町の出費が減るわけやんか。そやから今、町長いはるさかい、町村会、こんな奈良県全体に関わることやから、町村会から県に要望する、議会で言ったら議長会から県に要望するとかいうような働きかけをしていってもおたらどうかなと。私、議長会のほうはそれで話しようと思ってます。そやから町村会としても、奈良県にそういう声をあげるというのは必要かなと思いますけど、町長その辺どうですやろ。

委員長

中西町長。

町 長

町村会のほうに要望せえということでございます。以前にもこの件について

は、町村会のほうもあげていることはございます。それからちょっと止まっているような状況でございますので、改めて町村会のほうにあげていきたいと考えております、よろしくお願いします。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前10時36分 閉会)